

国民年金保険料は
納付期限までに納めましょう

住 民 税 務 課 ☎ 0994-22-3039
住 民 生 活 課 ☎ 0994-25-2511
鹿 屋 年 金 事 務 所 ☎ 0994-42-5121

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

●日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について民間委託を実施していません。

事業の民間委託を通じ、被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れ

による低額年金者や無年金者を少なくするために民間への委託を行っています。

(受託事業者は「日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体」となっています。受託事業者がお客様から保険料をお預かりすることはありません。)

●未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけではなく納付義務のある方(納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

●法律改正による時限措置として、過去5年以内に納められた国民年金保険料を納付することができ「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。納付期限がせまっています。

この制度は、国民年金保険料の納付機会の拡大を図り、無年金・低年金を防止することを目的としています。

*5年後納制度を利用するには、「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要で、詳しくは、年金事務所または、役場年金係りまでご相談ください。

お知らせ

自然災害による税の減免制度について

風水害・震災・火災などの災害によって住宅などの財産に損害を受けた場合は、損害の程度に応じて県税(個人事業税、自動車税、不動産取得税、産業廃棄物税、個人県民税)の減免や納付期限の延長などの措置を受けることができます。

これらの措置を受けるには、損害金額が事業用資産の価額の2分の1以上であるなど一定の要件がありますので、詳しくは最寄りの地域振興局などへお問い合わせください。

大隅地域振興局県税課
☎0994・52・2098

「男女共同参画基礎講座 in 鹿屋」の受講者を募集します
県では、男女共同参画の基

礎知識や、身近なところで男女共同参画の理解を広めるための手法を学ぶ標記講座を開講します。

多くの皆様のお申し込みをお待ちしております。

日時

●日時
9月22日(土) 午前10時～午後4時
9月29日(土) 午前10時～午後4時
※2回講座です。

●場所 リナシティかのや情報研修室

●参加費 無料
●募集期間 9月15日(土)まで

※申し込み方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

▼問い合わせ先
県男女共同参画センター
(かごしま県民交流センター)
男女共同参画推進課
☎099・221・6603

平成30年住宅・土地統計調査実施のお知らせ

総務省統計局・鹿児島県・市町村では、10月1日(月)現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯・県内約6万3千世帯の方々を対象とした最大規模の標本調査です。調査世帯となるお宅には、9月15日(土)から統計調査員が調査書類を配布いたします。調査への回答は、スマートフォンやタブレット端末などのインターネットも利用できます。調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してありのままをご回答くださるようお願いいたします。

▼問い合わせ先
県庁統計課
☎099・286・2482

2018かごしまの新特産品コンクール出品商品募集

当コンクールは多様化する消費者ニーズに対応した「売れる商品づくり」を促進し、活力ある地場産業の育成・振興に寄与することを目的として開催しています。

また、今回は2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」および「燃ゆる感